

# 盲ろう、盲ろう者通訳・介助者派遣事業について

## 盲ろうとは

視覚と聴覚の障がいの重複した状態を盲ろうといい、こうした障がいのある方を盲ろう者（児）といいます。

全盲ろう（ほとんど見えない、ほとんど聞こえない）、弱視ろう（少し見えるが、ほとんど聞こえない）、盲難聴（ほとんど見えず、少し聞こえる）、弱視難聴（少し見えて、少し聞こえる）

## コミュニケーションの方法

コミュニケーションをはじめる前に、障がいの状態をよく確認し、どのような方法で対応できるかを十分把握することが重要です。

- 聴覚障がいから視覚障がいをとらなつた盲ろう者の方・・・触手話、弱視手話（接近手話）、指文字、筆談 など
- 視覚障がいから聴覚障がいをとらなつた盲ろう者の方・・・指点字、プリスタ、耳元で聞き取りやすい声で復唱する など

## 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

- 対象者 大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者
- 派遣対象 次の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。
  - （1）通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、一部対象外。
  - （2）通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合
  - （3）公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合
- 利用料 派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。
- 利用申込 原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要です。
- **介護サービスを利用する場合にも本事業による通訳の支援が可能です**

令和2年9月23日付 厚生労働省事務連絡（抜粋）

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない

■ お問合せ窓口 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）TEL：06-6748-0587

■ 大阪府ホームページ「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/tuuyakukaizyosya.html>）